

社会福祉法人白鳩会 役員等報酬規程

（目的・意義）

第1条 本規程は、社会福祉法人白鳩会（以下、「この法人」）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員及び苦情解決第三者委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、役員、評議員及び苦情解決第三者委員をいう。
- （3）評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- （4）報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項の規定に基づく、職務執行上の財産上の利益をいう。
- （5）費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費・研修費・旅費（宿泊費を含む）等の経費であり、報酬とは区分される。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 但し、この法人の職員の立場を有する役員には、報酬を支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 理事長に対する報酬は、別記1のとおりとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別記2のとおりとする。
- 5 監事に対する報酬は、別記3のとおりとする。
- 6 評議員に対する報酬は、別記4のとおりとする。
- 7 苦情解決第三者委員に対する報酬は、別記5のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について、実費相当額を支給することができる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等は、必要の都度、通貨で支払うものとする。

2 報酬等は、法令に基づき控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則1 この規程は、平成29年6月30日より施行する。

附則2 この規程は、平成29年6月21日より施行する。

附則3 この規程は、令和7年6月28日より施行する。

(別記)

○別記 1 理事長に対する報酬

月額 20 万円（源泉税徴収前）を支給する。

○別記 2 非常勤理事に対する報酬

理事会等への出席、或いは、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その都度、日額 1 万円（源泉税徴収後）を支給する。

○別記 3 監事に対する報酬

理事会及び評議員会の出席、或いは、法人及び各園の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、その都度、日額 1 万円（源泉税徴収後）を支給する。

○別記 4 評議員に対する報酬

評議員会への出席、或いは、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その都度、日額 1 万円（源泉税徴収後）を支給する。

○別記 5 苦情解決第三者委員に対する報酬

苦情解決第三者委員会への出席、或いは、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その都度、日額 1 万円（源泉税徴収後）を支給する。

